

災害に関する市税の減免制度について

本市では、災害により被害を受けられた皆様に市税の減免による救済措置を規定しております。減免制度の概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、各担当まで、お尋ねいただきますようお願いいたします。

○固定資産税・都市計画税

市の全部または一部にわたる災害により、著しく価格を減じた固定資産について、被災された日の属する年度の年税額から月割により減免いたします。

月割の月数については、事由が生じた日の翌月から算定します。

資産の種類	被害の程度	減免割合
土地	表土の流失、土砂の堆積により敷地面積の2割以上で被害があった場合 ・作付不能となった農地 ・使用収益することができなくなった宅地等	面積割合に応じて決定
家屋	床上浸水のあった家屋 (工場、店舗等で土間上に床、畳等の施工部分がない場合は、土間上水深40cm以上浸水のあった家屋)	10分の4
償却資産	浸水により損害または障害が発生し、価格の1割以上の価値を減じた償却資産	損害割合に応じて決定

※ 減免には、納税者ご本人の申請が必要です。

申請の際には、『り災証明書』等の添付書類の提出や職員による現地調査が必要な場合がありますので、詳しくは下記までご連絡をお願いいたします。

上記の減免は、課税されていない資産は対象外となりますのでご注意ください。

お問合せ先：課税課 資産税グループ 電話072-870-0419

○市民税・府民税

年税額のうち、被災された日以後の納期分について減免いたします。

必要書類・・・り災証明書

減免対象および減免割合			備考
前年の合計所得金額	床上浸水	半壊以上	前年の合計所得金額が1,000万円超は対象外。
500万円以下	1/2	全部	
750万円以下	1/4	1/2	
1,000万円以下	1/8	1/4	

お問合せ先：課税課 市民税グループ 電話072-870-0418